

快適な生活ときれいな水のために  
汲み取り便所・単独浄化槽を使用している方へ

## 合併処理浄化槽を設置しませんか

私たちは暮らしの中で炊事、洗濯、入浴、トイレなどいろんな場面で水を利用しています。利用され汚れた水は生活排水として排出されることとなりますが、みなさんの家庭では生活排水をきれいにしているのでしょうか？

※平成13年4月に浄化槽法が改正され、し尿だけを処理して台所や風呂などの雑排水はきれいにしない「単独浄化槽」の新規設置が原則禁止されました。

現在単独浄化槽を使用している方は合併処理浄化槽に切り替えをご検討ください。また、くみ取り便所の方は合併処理浄化槽を設置して、トイレを水洗便所にかえて快適な生活を送りましょう。

### 《金山町合併処理浄化槽設置整備事業について》

●対象となる地域：公共下水道・農業集落排水が整備されていない地区が対象です。

★下水道・農業集落排水処理区域については、下水道等への接続をお願いします。

●対象となる工事：住宅若しくは事業所で建物の外の配管及び浄化槽（放流ポンプ含む）設置工事その他の付帯工事の一部が対象となります。

※建物内部のトイレの改修工事、排水設備に係る工事などは対象外となります。「金山町住宅リフォーム総合支援事業」を活用される場合は環境整備課景観係にご相談ください。

●補助金の金額

浄化槽の大きさ	補助金の上限額（1基あたり）
5人槽	<b>1,050,000円</b>
7人槽	<b>1,165,000円</b>

4月から改定になりました！！

\*現在の設置基準は、住宅面積130㎡以下=5人槽 130㎡以上=7人槽

\*補助金の額は、業者から提出していただいた図面を、国等の工事単価を元に積算しますので、業者の見積額と町の補助金額が同額になるとは限りません。

\*浄化槽の維持費用は設置者の負担になります。（年間約6～8万円）

●補助金交付の要件（上記以外）

- ①町税や上下水道料などの滞納がないこと
- ②浄化槽法を順守し法定検査、清掃、定期点検を必ず実施できること
- ③過去に金山町合併処理浄化槽設置整備事業補助金を受けていないこと
- ④その他町が必要と認めるもの

次ページに続く



金山町環境整備課環境下水道係  
TEL52-2111（内280）  
kankyougesui@town.kaneyama.yamagata.jp

# Q：どうして合併処理浄化槽が必要なのです？

答え：生活排水を浄化して川などに汚れた水を流さないためです

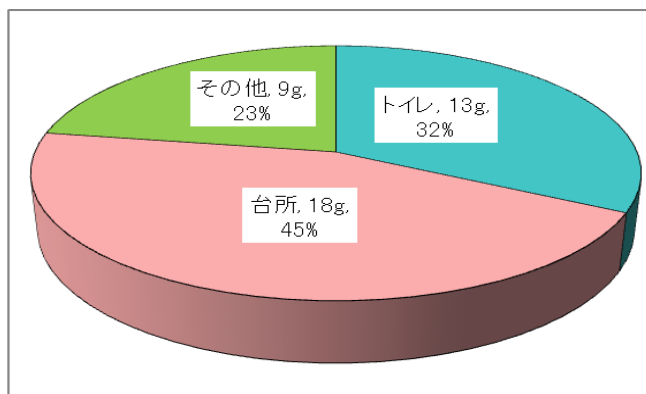
《参考》

一人一日あたりに排出する生活排水の量は、水洗便所を設置している場合は200ℓ

(①トイレ：50ℓ、②風呂：50ℓ、③洗濯：40ℓ、④台所：30ℓ、⑤その他：30ℓ)

使ったあとの水の汚れの量は1日あたり合計40g

(①台所：18g、②トイレ：13g、その他：9g)

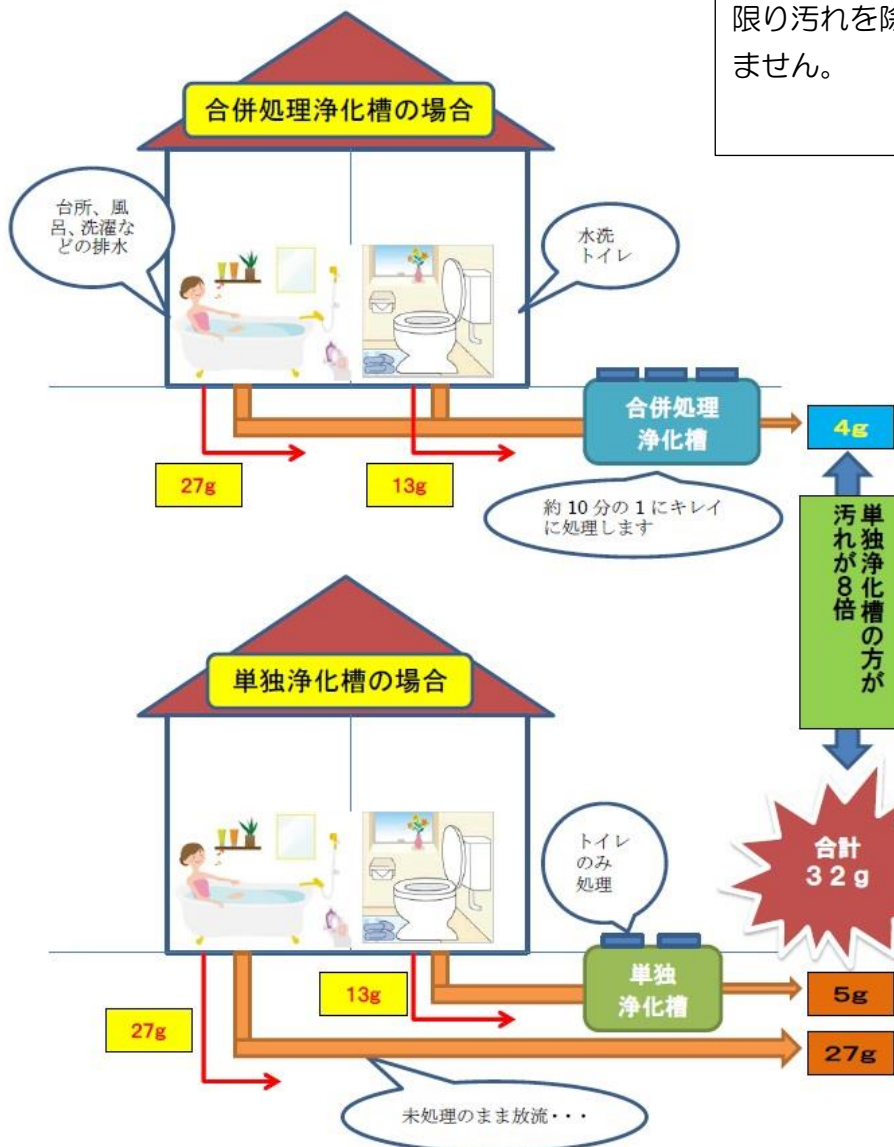


【左のグラフから】

トイレ以外から排出される生活排水の汚れが大きいことが分かります。

このまま大量の生活排水が川に流れると川の水質が低下して魚が住めない状態になります。

地球上の淡水は0.01%しかありません。私たちはその水を水道水などに再利用しながら生活していますので、できる限り汚れを除去して放流しなければなりません。



数値は1人が一日に出す水質汚濁物質の量をBODで表したものです

単独浄化槽は台所、風呂、洗濯などの雑排水を処理しないため川などに直接汚れた水が流れていきます